

区民相談室

お気軽に
ご相談ください

専門家に無料で相談できます。実施状況など詳細はお問い合わせください。

※休日、年末年始を除く

※申込方法の記載がないものは当日会場へ

▶問合先 広聴広報課広聴担当 ☎5744-1135 FAX5744-1504

法律(予約制)

相談員：弁護士

借地、借家、相続、離婚、金銭問題などの日常生活に関すること

▶日時 月・水・金曜、午後1時30分から(全5回、相談時間各25分)

▶会場 区役所本庁舎2階 ▶申込方法 問合先へ電話

不動産取引

相談員：宅地建物取引士

不動産取引一般に関すること

▶日時 第1・3木曜、午後1時～3時(受け付け) ▶会場 区役所本庁舎2階

登記(予約制)

相談員：司法書士

不動産、会社などの登記や申請に関すること

▶日時 第3火曜、午後1時から(全6回、相談時間各30分) ▶会場 区役所本庁舎2階

▶申込方法 問合先へ電話。前月の5日(土・日曜、休日は翌開庁日)から受け付け

土地・建物

相談員：土地家屋調査士

境界線問題や不動産の表示登記に関することなど

▶日時 第1水曜、午後1時～3時30分(受け付け) ▶会場 区役所本庁舎1階

公証

相談員：公証人

遺言、相続、金銭貸借などの証書作成、文書の認証、確定日付に関すること

▶日時 第1火曜、午後1時～3時(受け付け) ▶会場 区役所本庁舎2階

社会保険労務

相談員：社会保険労務士

健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険など

▶日時 第1・3火曜、午後1時～3時30分(受け付け) ▶会場 区役所本庁舎2階

税務(予約制)

相談員：税理士

所得税、相続税などの税金相談(確定申告の相談は除く)

▶日時 第2・4木曜、午後1時から(全6回、相談時間各30分) ▶会場 区役所本庁舎2階

▶申込方法 問合先へ電話。前月の1日(土・日曜、休日は翌開庁日)から受け付け

行政

相談員：行政相談委員(総務大臣が委嘱した民間有識者)

国など行政全般に関する要望、苦情など

▶日時・会場 第1・3火曜、午後1時～3時(受け付け)＝区役所本庁舎1階

第2水曜、午後1時30分～3時30分(受け付け)＝アトレ大森(大森駅直結)

行政手続

相談員：行政書士

戸籍、相続、外国人在留、官公庁への許認可などの手続

▶日時 第4木曜(休日のときは翌日、12月は第3木曜)、午後1時～3時30分(受け付け)

▶会場 区役所本庁舎1階

健康(予約制)

相談員：産業医の資格を持つ医師、産業保健師

家族や自分の健康に関する①一般②メンタルヘルスのこと

▶日時 木曜(②は月1回)、午後1時～2時30分(受け付け)

▶会場 区役所本庁舎2階

▶申込方法 大田地域産業保健センター(☎3772-2402)へ電話

人権・身の上

相談員：人権擁護委員

人権侵害や、家庭内・近隣との悩み事など

▶日時 第2・4火曜、午後1時～2時30分(受け付け) ▶会場 区役所本庁舎2階

▶問合先 人権・男女平等推進課人権・男女平等推進担当

☎5744-1148 FAX5744-1556

そのほかの相談

一級建築士による無料建築相談

建築、修繕、耐震診断・改修などの相談ができます。

▶対象 区内在住・在勤・在学の方

▶日時 第1・3水曜、午後1時～4時(相談

時間各45分) ※9月を除く

▶会場 区役所本庁舎1階

▶申込方法 問合先へ電話

▶問合先 建築調整課建築相談担当

☎5744-1383 FAX5744-1558

大田区子ども生活応援基金

こどもや子育て家庭への絵本や食糧の配布などの支援に活用し、地域における見守りの強化へつなげています。未来を担うこどもたちへ、温かい支援をお願いします。

▶問合先 福祉管理課調整担当

☎5744-1244 FAX5744-1520



詳細はコチラ

ひとり親家庭・障がいのあるお子さんの保護者などへの助成制度

案内パンフレットを地域庁舎、特別出張所などで配布しています。詳細はお問い合わせください。

手当	支給額(月額)	対象	支給期間
①育成手当(児童育成手当)	児童1人につき13,500円	ひとり親家庭	児童が18歳に達する日の年度末まで
②ひとり親家庭等医療費助成	健康保険対象者の医療費の自己負担分の一部を助成(生活保護受給者は対象外)	※父母が離婚、父か母が死亡、父か母から1年以上遺棄、父か母が重度障がい、父か母がDV保護命令を受けた、父母が未婚など	※②③は重度の障がいがある児童の場合、20歳に達する日の前日まで
③児童扶養手当	(全部)45,500円 (一部)所得に応じて10,740～45,490円 (加算額)2人目5,380～10,750円 3人目以降3,230～6,450円	20歳未満で身体障害者手帳おおむね1～3級程度(⑤は1・2級程度)、愛の手帳おおむね1～3程度程度の児童	児童が20歳に達する日の前日まで
④特別児童扶養手当	児童1人につき 1級55,350円 2級36,860円		
⑤障害手当(児童育成手当)	児童1人につき15,500円		

③＝児童扶養手当法が改正され、平成26年12月1日以降は、公的年金給付などの額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、その差額分の手当が支給されることになりました。また、公的年金が支給される場合は給付制限があります。

④⑤＝診断書の障がいの状況によっては該当しないことがあります。

※児童が児童(社会)福祉施設に入所しているときは対象になりません。ただし、母子生活支援施設、保育園、児童発達支援センターなどの場合は対象になります

お済みですか? 児童扶養手当・特別児童扶養手当継続受給の手続き

引き続き受給するためには現況届の提出が必要です。対象の方へ8月上旬に書類を郵送します。児童扶養手当は8月30日まで、特別児童扶養手当は9月2日までに提出してください。

▶問合先 子育て支援課児童育成係 ☎5744-1274 FAX5744-1525

児童手当制度改正に伴う申請

令和6年10月分(12月支給分)から児童手当の制度が改正となります。申請方法など詳細は区HPをご覧ください。

主な変更点

- 所得制限の撤廃
- 18歳に達した最初の年度末まで支給期間の延長
- 第3子以降の児童への支給額を月3万円に増額
- 第3子以降のカウント対象年齢を22歳到達後最初の年度末までに延長
- 支給月を年3回から年6回(偶数月)へ増加



詳細はコチラ

▶問合先 子育て支援課子ども医療係 ☎5744-1275 FAX5744-1525

生涯学習相談会・講座ガイダンスなどを開催します

生涯学習相談会

サークルや講座などの紹介、団体活動の相談を行います。相談会と併せて、体験会や生涯学習の活動紹介の展示も行います。詳細は区HPをご覧ください。



詳細はコチラ

日程	時間	会場
8月30日(金)	午後4時～7時	生涯学習センター蒲田
9月9日(月)		区役所本庁舎2階
9月10日(火)	午前10時～午後1時	区役所本庁舎1階
9月13日(金)		
9月20日(金)	正午～午後3時	嶺町特別出張所
9月28日(土)	午前10時30分～午後0時30分	大田文化の森
	正午～午後3時	糀谷文化センター

▶申込方法 問合先へ電話かFAX(記入例参照。希望日時も明記)。当日会場も可(予約者優先)

講座ガイダンス

主催講座の紹介や生涯学習情報の探し方について説明します。

日程	時間	会場
9月9日(月)	午後1時30分～3時30分	区役所本庁舎2階

▶定員 先着15名

▶申込方法 当日会場へ

▶問合先 地域力推進課区民協働・生涯学習担当

☎5744-1443 FAX5744-1518